

千葉県生涯学習審議会公開実施要綱

1 目的

この要綱は、県民に対し千葉県生涯学習審議会（以下「審議会」という。）の状況をあきらかにし、審議会の透明性、公正性を確保するとともに、生涯学習に対する県民の理解を高め、生涯学習の一層の推進に寄与するために、審議会の公開について定めるものとする。

2 審議会の公開

審議会は、原則として公開するものとする。

3 公開しないことができる審議会

前項の規定にかかわらず、次のいずれかに該当する場合は、当該審議会を公開しないことができる。

- (1) 千葉県情報公開条例第8条第5号（審議、検討等情報）
- (2) 千葉県情報公開条例第8条第6号（事務事業情報）

4 公開の方法等

- (1) 公開で行う審議会については、会場に一定の傍聴席を設け、希望する者に傍聴を認めるものとする。
- (2) 傍聴を認める定員は、10名とする。
- (3) 前項の規定にかかわらず、報道機関に所属する者であって、審議会の会長が認める者は審議会を傍聴できる。
- (4) 審議会資料は原則として配布するが、千葉県情報公開条例第8条の規定により、「不開示情報」に該当する資料は配布しない。

(5) 傍聴の手続き

傍聴の申込み受付時間は審議会の開始時刻の30分前から20分前とし、傍聴の申込み受付場所は審議会の開催場所の入り口の前とする。

傍聴の定員を超える場合には、くじにより決定する。

傍聴者は、会場受付で氏名等を記入し審議会の会場に入室する。

(6) 傍聴にあたっての遵守事項

審議会を傍聴するにあたっては、審議会を妨害し又は人に迷惑を及ぼす行為をしてはならない。

会場において、写真撮影、録音、録画等を行ってはならない。ただし、会長の許可を得た場合はこの限りではない。

(7) 傍聴者が、遵守事項を守れない場合は退場とすることがある。

5 審議会開催の周知

審議会の開催にあたっては、開催日のおおむね 1 週間前までに、次の各項を記載した開催の広告を千葉県のホームページに掲載及び県庁中庁舎 1 階に掲示し、県民に周知するものとする。

- (1) 審議会の議題
- (2) 開催の日時及び場所
- (3) 傍聴の定員
- (4) 傍聴手続き
- (5) 問い合わせ先
- (6) その他

6 会議録の公開

- (1) 審議会の会議録の公開については、可能な限り公開するように努める。
- (2) 前項の公開の具体的な取り扱いについては、千葉県情報公開条例の定めるところによる。

7 その他

この公開実施要綱で定めるもののほか公開に必要な事項は、審議会の会長が定める。

8 適用期日

この公開実施要綱は、平成 1 5 年 1 1 月 2 7 日以降に開催される審議会において適用する。